

○社会福祉法人三川町社会福祉協議会評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三川町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、地域の実情を勘案して、報酬として日額3,000円を支給する。ただし、三川町の常勤の職員及び協議会の常勤の職員並びに町内各種団体の常勤職員を除く。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第4条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。